



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
◎ 告 示	
・救急病院の認定	医 療 政 策 課
・有害図書類の指定	こども未来課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・道路の区域変更（5件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（3件）	”
・一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	
・落札者等	管 財 課
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
・一般競争入札の実施	物 品 管 理 室

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第5号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年長崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 略 (2) 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに建設し、供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」とい	別表第1（第2条関係） 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 略 (2) 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに建設し、供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」とい

う。)又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 略

(イ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。

(ウ)及び(エ) 略

イ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア及びイ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費として1人1日当たり1,180円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)及び(2) 略

(3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すことに 加算する 額
夏季	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
冬季	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すことに 加算する 額
夏季	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	略
冬季	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	

(4) 略

4及び5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 略

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 655,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受け

う。)又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 略

(イ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

(ウ)及び(エ) 略

イ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア及びイ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費として1人1日当たり1,160円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)及び(2) 略

(3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すことに 加算する 額
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すことに 加算する 額
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	略
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	

(4) 略

4及び5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 略

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受け

<p>た世帯 <u>318,000円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 学用品の給与</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 文房具費及び通学用品費</p> <p> (ア) 小学校児童 1人当たり <u>4,700円</u></p> <p> (イ) 中学校生徒 1人当たり <u>5,000円</u></p> <p> (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり <u>5,500円</u></p> <p>9及び10 略</p> <p>11 埋葬</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人<u>213,800円</u>以内、小人<u>170,900円</u>以内とする。</p> <p>(4) 略</p> <p>12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が<u>138,300円</u>以内とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>13 略</p> <p>別表第2（第8条関係）</p> <p> 災害救助法による実費弁償の程度</p> <p>1 令第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <p>(1) 日当</p> <p> ア 医師及び歯科医師 1人1日 <u>22,200円</u>以内</p> <p> イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日 <u>15,200円</u>以内</p> <p> ウ 略</p> <p> エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日 <u>14,000円</u>以内</p> <p> オ 救急救命士 1人1日 <u>11,900円</u>以内</p> <p> カ 略</p> <p> キ 左官 1人1日 <u>24,800円</u>以内</p> <p> ク 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>た世帯 <u>300,000円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 学用品の給与</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 文房具費及び通学用品費</p> <p> (ア) 小学校児童 1人当たり <u>4,500円</u></p> <p> (イ) 中学校生徒 1人当たり <u>4,800円</u></p> <p> (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり <u>5,200円</u></p> <p>9及び10 略</p> <p>11 埋葬</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人<u>215,200円</u>以内、小人<u>172,000円</u>以内とする。</p> <p>(4) 略</p> <p>12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が<u>137,900円</u>以内とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>13 略</p> <p>別表第2（第8条関係）</p> <p> 災害救助法による実費弁償の程度</p> <p>1 令第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <p>(1) 日当</p> <p> ア 医師及び歯科医師 1人1日 <u>22,100円</u>以内</p> <p> イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日 <u>15,100円</u>以内</p> <p> ウ 略</p> <p> エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日 <u>14,100円</u>以内</p> <p> オ 救急救命士 1人1日 <u>11,700円</u>以内</p> <p> カ 略</p> <p> キ 左官 1人1日 <u>23,400円</u>以内</p> <p> ク 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和4年9月1日から適用する。

告 示

長崎県告示第96号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
小値賀町国民健康保険診療所	北松浦郡小値賀町笛吹郷2428番地 1	令和5年2月23日	令和8年2月22日

長崎県告示第97号

長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）第4条第1項の規定により、有害図書類として、次のように指定する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

号数等	書 名	発 行 所	指 定 理 由
雑誌	実話ナックルズ GOLD Vol. 30	大洋図書	著しく少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害すると認められるため。
雑誌	実話ナックルズ ウルトラ vol. 24	大洋図書	
雑誌	実録JOKER 2023年3月号	ダイアプレス	
雑誌	芸能美女激ヤバSEX Yハプニング&黒歴史DX	ブレインハウス	
雑誌	EX特ダネNG SHOT㉔	インテルフィン	
雑誌	芸能お宝最新特報BUZOOOON!!!VOL. 10	インテルフィン	
雑誌	臨時増刊ラヴァーズVOL. 29	大洋図書	
雑誌	特ダネTABOO！㉔ 2023年新年発進号	インテルフィン	
雑誌	実話BUNKAタブー 2023 3月号	コアマガジン	
コミック2月号	恋愛Love MAX 2023 2月号	秋田書店	
コミック3月号	恋愛白書パステル 2023 3月号	宙出版	

※ 上記の外、長崎県少年保護育成条例第4条第3項第1号に規定する「書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定める内容を有するものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が、当該書籍又は雑誌の総ページ数の3分の1以上を占めるもの」に該当するものは、有害図書類（包括指定）である。

長崎県告示第98号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
宇久小値賀第1加入区	笛吹郷西の区域の小型合併漁業（4、5、6及び7に掲げる以外の小型合併漁業。）

長崎県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 大浦比田勝線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町大浦字千ノ浜原815番1地先から 対馬市上対馬町大浦字千ノ浜原817番4地先まで	前	11.6~16.6	63.7	
	後	25.6~39.7	63.7	

長崎県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 大浦比田勝線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町鰐浦字割貫722番7地先から 対馬市上対馬町鰐浦字割貫727番地先まで	前	9.7~39.6	187.7	
	後	34.5~44.7	187.7	

長崎県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
 路線名 上対馬豊玉線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町小鹿字関ノ原461番1地先から 対馬市上対馬町小鹿字黒隈原488番27地先まで	前	16.1~46.3	153.1	
	後	25.3~56.5	153.1	

長崎県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
 路線名 上対馬豊玉線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町小鹿字黒隈隙488番25地先から 対馬市上対馬町小鹿字黒隈隙489番11地先まで	前	13.3~42.3	147.4	
	後	27.9~47.0	147.4	

長崎県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 389号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市国見町土黒甲字浜田屋敷499番2地先から 雲仙市国見町土黒甲字浜田屋敷499番2地先まで	前	10.7~11.1	32.7	
	後	10.7~16.2	32.7	

長崎県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 389号	雲仙市国見町土黒甲字浜田屋敷499番2地先から 雲仙市国見町土黒甲字浜田屋敷499番2地先まで	令和5年2月17日

長崎県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	平戸市田平町深月免字堀田155番2地先から 平戸市田平町深月免字堀田155番2地先まで	令和5年2月17日

長崎県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 舟志宮原線	対馬市上県町瀬田字大ガシ637番13地先から 対馬市上県町瀬田字大ガシ637番14地先まで	令和5年2月17日

長崎県告示第107号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

5 入札第2号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】

予定数量 866,000 リットル

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年3月9日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
- (ア) 登記簿謄本
 - (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕 〒850-8570長崎市尾上町3-1
 - 〔名称〕 長崎県出納局物品管理室
 - 〔電話〕 095-895-2881
 - 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕 <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
- 競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 業務の名称
長崎県庁舎清掃業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部管財課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2181
- 3 落札決定日
令和5年2月6日
- 4 落札者
大村市平町1933番地
株式会社ナカムラ消防化学 代表取締役 中村康祐
- 5 落札価格（消費税及び地方消費税を除く。）
121,939,200円
- 6 契約方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和4年11月11日

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ララプレイスひうみ
長崎県佐世保市ひうみ町1879番26 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
生活協同組合ララコープ 代表理事理事長 石原 茂
長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
生活協同組合ララコープ 代表理事理事長 石原 茂
長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年9月28日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,075平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 175台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物北西側 8台
建物北東側 5台 合計13台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物南東側1 50平方メートル
建物南東側2 156平方メートル
建物南東側3 50平方メートル
建物南東側4 50平方メートル 合計306平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南東側 31.50立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時00分から午後10時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地北西側 1箇所
建物敷地北東側 1箇所 合計2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和5年1月27日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎振興局長から公共測量（3級基準点測量、3級水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市 茂里町、松山町、城栄町、油木町、江里町、西町、滑石2丁目、滑石3丁目、葉山2丁目	令和5年2月20日から 令和5年6月2日まで

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項**(1) 購入物品及び数量**

5 入札第2号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】

予定数量 866,000リットル

(2) 購入物品の特質等

仕様書のとおり。

(3) 納入期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(4) 納入場所及び条件

長崎県漁業取締船（5隻）

（積込港）（1回の最大給油量）

新長崎漁港 43,000リットル

長崎港 10,000リットル

佐世保港 10,000リットル

条件の詳細については仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和5年3月9日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和5年3月29日 17時00分
- 8 船舶燃料供給にかかる確約書及び品質保証書の提出場所及び提出期限 (この入札に参加する者は必ず提出すること)
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和5年3月16日 17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室
(期日) 令和5年3月30日 10時00分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
(郵送による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 令和5年3月29日 17時00分(必着)
(提出先) 長崎県出納局物品管理室
(その他) 郵送による場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額(契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をいう。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。また、次の(1)から(12)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(17)から(21)は、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
 - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (10) 船舶燃料供給にかかる確約書を提出していない者が入札をしたとき。
 - (11) 船舶燃料供給にかかる確約が承認されなかった者が入札をしたとき。
 - (12) 品質保証書（添付書類を含む。）を提出していない者が入札をしたとき。
 - (13) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (14) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (15) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (16) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
 - (17) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
 - (18) 代理人が入札したとき。
 - (19) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
 - (20) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
 - (21) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
 - (22) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Tax-exempt Light Oil, 866,000 litter
 - (2) Delivery period:
From April 1, 2023 to March 31, 2024
 - (3) Delivery place:
New Nagasaki Fishing Port, Nagasaki Port and Sasebo Port
 - (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. March 29, 2023
 - (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. March 30, 2023
 - (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.

3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)
二二一
二二一
四一

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト